

社保ニュース（診療報酬改定速報）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病は特定疾患療養管理料から除外
生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）で算定
外来管理加算（52点）は包括されて算定できず

従来の一部の医学管理、検査、注射、病理診断を包括した（Ⅰ）に加え、検査等が包括されない（Ⅱ）（点数未定）が新設されます。
さらに、（Ⅰ）、（Ⅱ）ともに外来管理加算が包括されて算定できなくなりました。これだけでも大幅な減収になると予測されます。

外来データ提出加算の届出がポイント

2年前の2022年度改定で生活習慣病管理料に外来データ提出加算（50点）が新設されました。2024年度改定では生活習慣病管理料（Ⅱ）にも外来データ提出加算（点数未定）が新設されました。外来データ提出加算を算定することで外来管理加算包括による減収分を相殺できると予想されます。

外来データ提出加算届出の締め切りは2月20日 7月より算定可能に

外来データ提出加算の届出の締め切りは2月20日です。2月20日を過ぎると、次回の届出は5月になります。

2月に届出を出すと、2月、3月のレセプトで試行データを作成提出し、それに合格すると7月から外来データ提出加算が算定できます。

現時点で外来データ提出加算の届け出を行っている医療機関もしくは2/20までに届け出て受理された医療機関は、新点数の（Ⅰ）（Ⅱ）いずれの基準も満たすと思われます（告示されるまで未確定）。

<届出方法>

- ①協会ホームページ>2024年度診療報酬改定関連情報>外来データ提出加算の届出の「様式7の10」のダウンロードし、必要事項を記入する。
- ②様式7の10「外来/在宅/リハビリテーション データ提出開始届出書」を提出する。
- ③提出は九州厚生局へ。
通常の施設基準は長崎県事務所に提出しますが、本加算の届出は九州厚生局医療課に提出する。送付先は下記のとおり。
〒812-0011福岡市博多区博多駅前3-2-8住友生命博多ビル4階
九州厚生局医療課（電話092-707-1123）
表に「データ提出加算開始書」在中と表記。
- ④試行データ作成・提出後、同省からメール連絡あり。
- ⑤その後、「様式7の11 外来/在宅/リハビリテーションデータ提出加算に係る届出書」「別添2」を提出。

<施設基準>

診療録（過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていることや、保管・管理の規定が明文化されているなどの施設基準が設けられている。